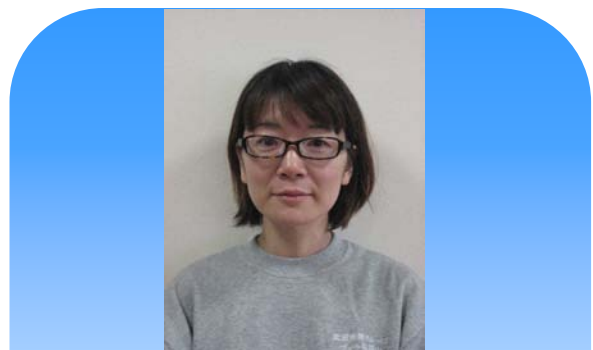


社会福祉法人  
青谷福祉会  
ヴィラ山科

# はなみずき通信

## 人事のお知らせ

4月1日、武田病院グループ職員の人事異動が発令され、ヴィラ山科では3名の職員が異動、2名の職員が着任いたしました。また、昇任人事もございましたので、合わせてご紹介させていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。



開設当初からお世話になりました。利用者みなさま、ご家族のみなさまからは本当に多くのことを学ばせていただきました。ヴィラ山科で過ごした日々は、私の大切な財産です。  
また1からのスタートですが、ヴィラ山科での経験を糧に頑張りたいと思います。  
本当にお世話になりありがとうございました。

特養生活相談員 倉窪 ゆかり  
係長より課長代理へ昇任  
特別養護老人ホーム ヴィラ稲荷山へ異動



ヴィラ山科では良き上司や先輩・仲間達に恵まれ、介護に携わるプロとしての自覚というものを学びました。そして、利用者さんの笑顔と御家族さんの温かい言葉に支えられ続けた八年八ヶ月間でした。ヴィラ山科で得た様々な事を忘れずに、ヴィラ稲荷山でも精一杯頑張ります。ありがとうございました。

特養介護職員 安部 保誠  
主任より係長へ昇任  
特別養護老人ホーム ヴィラ稲荷山へ異動



駆け出しケアワーカーだった私はつまづくこともたくさんありましたが、利用者の皆さんの笑顔に支えられて楽しく過ごすことができました。中でも夏祭りは良い思い出です。  
移動先では一からのスタートとなりますが、ヴィラ山科での充実した日々を胸にこれからも精進していきたくと思います。

皆様、お世話になり本当にありがとうございました。  
特養介護職員 石田 いづみ（旧姓：喜田）  
康生会 下京中部地域包括支援センターへ異動



この度、異動してまいりました、市川努と申します。  
いつも心がけていることは「明るく、楽しく」です。ご利用者の方々が、いつも笑顔でいられるような施設作りを目指して頑張りますので、よろしくお願いいたします。

特養生活相談員 市川 努 課長代理  
城陽市立東部デイサービスセンターより着任



ヴィラ稲荷山より異動してまいりました奈良俊美と申します。  
介護職員全てが団結しチームケアをモットーに個々の利用者の方のニーズを踏まえた生活を支えられるよう精一杯努めて参りたい所存です。  
家族様よりのご指導、ご鞭撻心よりお願い申し上げます。

特養介護職員 奈良 俊美 係長  
特別養護老人ホーム ヴィラ稲荷山より着任

### 昇任人事

- ・京都市大宅地域包括支援センター  
センター長 上村 靖彦  
課長代理より課長へ昇任
- ・特養機能訓練指導員 宝輪 清美  
主任より係長へ昇任
- ・特養看護職員 山下 綾  
副主任へ昇任
- ・特養生活相談員 伊瀬 智絵  
副主任へ昇任
- ・デイサービス生活相談員 辻井 良仁  
副主任へ昇任
- ・デイサービス介護職員 山下 雄一  
副主任へ昇任

## 23年度事業計画

3月30日に開催された当法人の理事会で、ヴィラ山科の平成23年度の予算及び事業計画が承認されました。事業計画の一部をご紹介します。

### 【特別養護老人ホーム】基本方針

「ヴィラ山科が第二の我が家であるために～その人らしい生活を求め生きる日々を大切にします」を目標に掲げ、その人らしさを大切にケアを実践する。また、重度化への対応を整え、最後まで安心して暮らせるような体制を整備する。

また、職員の教育体制をより充実させ、力量アップに努める。また、職員自身がやりがいや充実感をもって働けるような職場環境を整える。

- |  |   |
|--|---|
| <p>(1) 利用者の重度化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護の連携 ⇒医療ニーズの高まりへの対応</li> <li>・認知症ケアの充実 ⇒認知症介護実践者研修修了者を中心にケアの振り返りと改善</li> <li>・事故発生予防 ⇒「未然に防ぐ」「ケガをしない」を重点にソフト・ハード面の整備</li> <li>・褥創予防 ⇒「未然に防ぐ」「悪化させない」を重点にソフト・ハード面の整備</li> </ul> <p>(2) やりがいや魅力ある職場づくり（プロ意識の醸成、自発性と責任感をもつ職員の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップアップシート活用での自己目標管理（介護職員、役職者）</li> <li>・教育研修体制の充実と資格取得支援</li> <li>・他施設への交流研修</li> <li>・業務改善、労働衛生についての対策強化</li> </ul> | <p>(3) 生活の質向上に向けた取り組み</p> <p>「個別性」の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプランへの「その人らしさ」の反映</li> <li>・楽しみの充実</li> </ul> <p>(4) 開かれた施設へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流（地域行事参加・中学生受入れやボランティア充実）</li> <li>・家族とのコミュニケーション充実</li> <li>・改善提案やご意見の公表</li> </ul> |
|--|---|

裏面へ続きます。

### 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】基本方針

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用者には、家庭生活の延長として安心して且つ快適に過ごしていただけるようなサービスの提供を心がける。

また緊急的な利用の依頼についても医療機関や他事業所等との連携を強化することで柔軟に対応できるよう努めていく。

- |   |  |
|---|--|
| (1) 連携強化<br>利用者及びその家族との信頼関係の構築、並びに担当介護支援専門員等との連携強化を行ないます。   | (3) コミュニケーションの充実<br>電話連絡だけでなく退所のサマリーや定期的な機関紙の発行によりコミュニケーションの充実を図ります。 |
| (2) 楽しみ・リハビリの機会の確保<br>楽しみのおもつことや、体操や在宅生活を意識した生活リハビリに取り組みます。 | (4) 安全の確保<br>本人に適した介護や環境提供することなどで安全を確保し、転倒などなく過ごせるように援助します。          |

### 【通所介護】基本方針

利用者には、身体状況から具体的な目標を通して安定したサービスを提供する。また、高齢者が楽しみや生きがいを感じながら意欲を持って自主的・継続的な活動に取り組める個別ケアの実施をする。

認知症高齢者の個別ケアは、人権を尊重し、高齢者の心を支えてその人らしい生活が送れるサービス提供に心がける。

利用者や家族の意見を受け止め、サービスの向上に努める。また、職員の資質と意欲向上を図ると共に働きやすい環境作りに取り組む。

- |  |  |
|--|--|
| (1) ケアプランの充実<br>居宅サービス計画から、具体的な目標を通して通所介護計画に反映させる。 | (4) 教育体制<br>・ステップアップシートの運用<br>・職員の資質の向上を目指す勉強会の確立                        |
| (2) 個別重視<br>小グループを明確にし、運動機能・生活機能の向上を図る。            | (5) コミュニケーションの充実<br>利用者及び家族との信頼関係と地域ボランティア・介護サービス事業者・地域包括支援センターとの連携を深める。 |
| (3) 法規法令<br>介護保険法・道路交通法の法規法令の遵守。                   |  |

### 【訪問介護】基本方針

身体機能や生活環境の改善、生活の質の向上に向けたサービスの調整を通し、自立支援を目的としたサービスを提供する。

生活の質の向上を目指し、さらに質の高いサービスを提供する為には、利用者様の日常生活や介護の状況・家族の意向を十分に把握する事が必要と考え、担当の介護支援専門員や各関係機関との業務連携を図り、職員一人一人の資質の向上を行なう。

チームワークを重視し、職員間の業務連携を強化する事が必要である。

- |   |  |
|---|--|
| (1) 訪問介護部会で検討する教育訓練計画書に基づき、訪問介護職仕事等級基準書の活用を行うことで、キャリアパスの活用と充実について水平展開を図る。   | (3) コンプライアンスをベースにシステムの効率化とエビデンスとなる文書・記録の合理化及び軽量化と企画の統一を図ることで、コスト削減を図る。     |
| (2) 毎月の訪問介護部会の開催から2ヶ月に1回の会議にする事で、遠方から参加する事業所の日常業務の負担軽減を図る。また、グループとして取り組む研修については継続して参加し、組織の内部固めへ力点を置くことで現場力を蓄えていく。 | (4) 「介護福祉士」有資格者の比率70%を目標とし、受験資格者に対して内部の資格取得に向けた育成体制を醸成させる。                 |
|   | (5) 昨年度に改善提案したケース記録の記入方法の変更による超過勤務時間数の減少を継続管理し、「一人当たり10時間未満」を目標に管理体制を構築する。 |

### 【居宅介護支援事業】基本方針

利用者やその家族の心身の状況や生活環境に配慮し、利用者の人権を尊重しその人らしい望む生活が出来る様、適切なアセスメントを実施しケアプランを作成する。職員の健全な業務体制への取り組みやQMS及びQIPの活動による業務の効率化、専門性の向上への資格取得、計画的な研修等への参加を目指す。各サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関との連携を深め、身体状況の維持・改善や自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実施する。

- |   |   |
|---|---|
| (1) 介護保険法に基づく法規・法令の遵守   | (4) QMS及びQIPの活動による業務の効率化への取り組み。             |
| (2) 利用者・家族との信頼関係を深め、支援活動における顧客満足度の向上を継続的に行う。状況の変化に応じて適切なケアプランの作成を行い、定期的な見直しを行う。 | (5) 介護支援専門員の実務経験5年以上のものは主任介護支援専門員の資格取得すること。 |
| (3) 職員の健全な業務遂行ができるよう残業削減などの取り組み。  | (6) 定期的な研修への参加で専門性の向上を図る。                   |
|   | (7) 地域包括支援センター、医療機関等との連携を深める。               |

### 【京都市大宅地域包括支援センター】基本方針

地域住民が可能な限り住み慣れた地域で、その人が望む安心した生活が実現できるよう当センターが地域包括ケアの中核となる。社会保障制度を始めボランティアなどの住民活動、インフォーマルな活動を含めた地域のあらゆる社会資源を把握、統合し、ネットワーク化することで地域包括ケアシステムの構築を目指す。

また地域住民と関係機関とが有機的に連携する協働体制を構築し、様々な行政手続が行えるワンストップサービスの機能を果たす。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 地域ニーズの把握を行い地域の実情に応じた、総合的かつ重層的なサービスネットワークを構築すること  | (4) 地域からの相談により迅速に対応できるよう、定期的な地域ケア会議を開催し早期発見のシステムを強化する。 |
| (2) 虐待事例や権利擁護も含め、様々な相談に迅速克丁寧に対応し、地域の「よろず相談所」を目指す   | (5) QMS及びQIPの活動による業務の効率化への取り組み。                        |
| (3) 専門分野について内部・外部研修、グループ内地域包括支援センター部会を通じて効果的な職員教育を実施し専門職としての資質向上を図る(実務経験5年以上の介護支援専門員は主任介護支援専門員の資格を目指す) |  |

## 特別養護老人ホーム ヴィラ山科

介護老人福祉施設(80床)・短期入所生活介護(10床)・通所介護(32人)・訪問介護・居宅介護支援事業・大宅地域包括支援センター

TEL 075(572)6677 FAX 075(572)6866

武田病院ホームページアドレス：<http://www.takedahp.or.jp> (本紙もご覧頂けます)